

平成27年(ワ)第4282号 米紙謝罪広告等請求事件

原告 馬場信浩 外2100名

被告 株式会社朝日新聞社

証拠説明書 1 (原告)

平成27年7月31日

東京地方裁判所民事第49部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 徳永 信一

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲1	朝日新聞記事 写し	2014.8.5	被告	①被告が、日本統治下の朝鮮・済州島で軍命によって慰安婦を強制連行したとする吉田証言を虚偽だと判断し、その証言を報じた記事を取り消した。 ②被告が、「挺身隊」と「慰安婦」を混同する誤用があったことを認めたこと。 ③被告が、朝鮮や台湾では軍などが組織的に強制連行した資料は見つかっていないとしたこと等。
甲2	朝日新聞記事 写し	2014.8.6	被告	1992年1月11日、被告が慰安所は「国が関与していた」と報じたことを契機に、韓国世論が沸騰したこと等。
甲3	朝日新聞記事 写し	2014.9.4	被告(池上彰)	池上彰は朝日新聞に掲載拒否された連続コラムの原稿において「この証言に疑問が出たのは、22年前のことでした。92年、産経新聞が、吉田氏の証言に疑問を投げかける記事を掲載したからです。こうい

					う記事が出たら、裏付け取材をするのが記者のイロハ。朝日の社会部記者が『吉田氏に会い、裏付けのための関係者の紹介やデータ提供を要請したが拒まれたという』と検証記事は書きます。この時点で、証言の信憑性は大きく揺らいだはずです。朝日はなぜ証言が信用できなくなったと書かなかったのか。今回の特集では、その点の検証がありません。検証記事として不十分です。」と書いていること等。
甲 4	読売新聞記事	写し	2014.9.12	読売新聞社	①被告の木村伊量社長が慰安婦報道の誤りについて訂正が遅れたことを謝罪したこと。 ②杉浦編集委員が吉田清治が語った事実—朝鮮半島での強制連行—がなかったことを認めたこと等。
甲 5	毎日新聞記事	写し	2014.9.12	毎日新聞社	被告の木村伊量社長が慰安婦報道の誤りについて訂正が遅れたことを謝罪したこと等
甲 6	産経新聞記事	写し	2014.9.12	産経新聞社	被告の木村伊量社長が慰安婦報道の誤りについて訂正が遅れたことを謝罪したこと等。
甲 7	朝日新聞記事	写し	2014.9.12	被告	被告の木村伊量社長が慰安婦報道の誤りについて訂正が遅れたことを謝罪したこと等。
甲 8	『朝日新聞「慰安婦報道」に関する分析結果の概要』と題する書面	原本	2015.7.8	明星大学戦後史研究センター 勝岡寛次	①被告が、軍命による慰安婦狩りを告白した吉田証言を事実として報道した記事は、訴状別紙「吉田証言記事一覧」記載のとおり、未だ取り消されていない記事を含めて全部で19本あること。 ②被告が、戦時下で女性を軍需工場などに動員した女子勤労挺身隊を指す「挺身隊」を、これと全く別の「慰安婦」と混同し、日本軍と政府による組織的な強制連行が

					あったとの誤解を招いていた記事は、訴状別紙「挺身隊混同記事一覧」記載のとおり、データベース上で訂正の断り書きがないものを含め全部で33本あること等。
甲9	朝日新聞記事 (吉田1)	写し	1980.3.7	被告	被告が、軍命による慰安婦狩りを告白した吉田証言を事実として報道したこと等。
甲10	朝日新聞記事 (吉田2、挺身隊1)	写し	1982.9.2	被告	①被告が、軍命による慰安婦狩りを告白した吉田証言を事実として報道したこと。 ②被告が、戦時下で女性を軍需工場などに動員した女子勤労挺身隊を指す「挺身隊」を、これと全く別の「慰安婦」と混同し、戦時下の日本軍と政府による組織的な強制連行があったとの誤解を招いていた報道をしたこと等。
甲11	朝日新聞記事 (吉田3)	写し	1982.10.1	被告	被告が、軍命による慰安婦狩りを告白した吉田証言を事実として報道したこと等。
甲12	朝日新聞記事 (吉田4)	写し	1983.10.19	被告	被告が、軍命による慰安婦狩りを告白した吉田証言を事実として報道したこと等。
甲13	朝日新聞記事 (吉田5)	写し	1983.11.10	被告	被告が、軍命による慰安婦狩りを告白した吉田証言を事実として報道したこと等。
甲14	朝日新聞記事 (吉田6、挺身隊2)	写し	1983.12.24	被告	①被告が、軍命による慰安婦狩りを告白した吉田証言を事実として報道したこと。 ②被告が、「挺身隊」を「慰安婦」と混同し、日本軍と政府による組織的な強制連行があったとの誤解を招く報道をしたこと等。
甲15	朝日新聞記事 (吉田7)	写し	1984.1.17	被告	被告が、軍命による慰安婦狩りを告白した吉田証言を事実として報道したこと等。

甲16	朝日新聞記事 (挺身隊3)	写し	1984.11.2	被告	被告が、戦時下で女性を軍需工場などに動員した女子勤労挺身隊を指す「挺身隊」を、これと全く別の「慰安婦」と混同し、戦時下の日本軍と政府による組織的な強制連行があったとの誤解を招いていた報道をしたこと等。
甲17	朝日新聞記事 (吉田8)	写し	1986.7.9	被告	被告が、軍命による慰安婦狩りを告白した吉田証言を事実として報道したこと等。
甲18	朝日新聞記事 (挺身隊4)	写し	1988.8.18	被告	被告が、「挺身隊」を「慰安婦」と混同し、日本軍と政府による組織的な強制連行があったとの誤解を招く報道をしたこと等。
甲19	朝日新聞記事 (挺身隊5)	写し	1989.2.23	被告	被告が、「挺身隊」を「慰安婦」と混同し、日本軍と政府による組織的な強制連行があったとの誤解を招く報道をしたこと等。
甲20	朝日新聞記事 (吉田9)	写し	1990.6.19	被告	被告が、軍命による慰安婦狩りを告白した吉田証言を事実として報道したこと等。
甲21	朝日新聞記事 (挺身隊6)	写し	1991.3.17	被告	被告が、「挺身隊」を「慰安婦」と混同し、日本軍と政府による組織的な強制連行があったとの誤解を招く報道をしたこと等。
甲22	朝日新聞記事 (吉田10)	写し	1991.5.22	被告	被告が、軍命による慰安婦狩りを告白した吉田証言を事実として報道したこと等。
甲23	朝日新聞記事 (挺身隊7)	写し	1991.7.18	被告	被告が、「挺身隊」を「慰安婦」と混同し、日本軍と政府による組織的な強制連行があったとの誤解を招く報道をしたこと等。
甲24	朝日新聞記事 (挺身隊8)	写し	1991.7.31	被告	被告が、「挺身隊」を「慰安婦」と混同し、日本軍と政府による組織的な強制連行があったとの誤解を招く報道をしたこと等。
甲25	朝日新聞記事	写	1991.8.11	被告	被告が、「挺身隊」を「慰安婦」

	(挺身隊 9)	し			と混同し、日本軍と政府による組織的な強制連行があったとの誤解を招いていた報道をしたこと等。
甲26	朝日新聞記事 (挺身隊 10)	写し	1991.8.15	被告	被告が、「挺身隊」を「慰安婦」と混同し、日本軍と政府による組織的な強制連行があったとの誤解を招く報道をしたこと等。
甲27	朝日新聞記事 (挺身隊 11)	写し	1991.8.17	被告	被告が、「挺身隊」を「慰安婦」と混同し、日本軍と政府による組織的な強制連行があったとの誤解を招く報道をしたこと等。
甲28	朝日新聞記事 (挺身隊 12)	写し	1991.9.3	被告	被告が、「挺身隊」を「慰安婦」と混同し、日本軍と政府による組織的な強制連行があったとの誤解を招く報道をしたこと等。
甲29	朝日新聞記事 (挺身隊 13)	写し	1991.9.16	被告	被告が、「挺身隊」を「慰安婦」と混同し、日本軍と政府による組織的な強制連行があったとの誤解を招く報道をしたこと等。
甲30	朝日新聞記事 (吉田 11、挺身隊 14)	写し	1991.10.10	被告	①被告が、軍命による慰安婦狩りを告白した吉田証言を事実として報道したこと、 ②被告が、「挺身隊」と「慰安婦」を混同する報道をしていたこと等。
甲31	朝日新聞記事 (挺身隊 15)	写し	1991.12.5	被告	被告が、「挺身隊」を「慰安婦」と混同し、日本軍と政府による組織的な強制連行があったとの誤解を招く報道をしたこと等。
甲32	朝日新聞記事 (挺身隊 16)	写し	1991.12.10	被告	被告が、「挺身隊」を「慰安婦」と混同し、日本軍と政府による組織的な強制連行があったとの誤解を招く報道をしたこと等。
甲33	朝日新聞記 (挺身隊 17)	写し	1991.12.30	被告	被告が、「挺身隊」を「慰安婦」と混同し、日本軍と政府による組織的な強制連行があったとの誤

					解を招く報道をしたこと等。
甲34	朝日新聞記事 (挺身隊18)	写し	1992.1.4	被告	被告が、「挺身隊」を「慰安婦」と混同し、日本軍と政府による組織的な強制連行があったとの誤解を招く報道をしたこと等。
甲35	朝日新聞記事 (挺身隊19)	写し	1992.1.11	被告	被告が、「挺身隊」を「慰安婦」と混同し、日本軍と政府による組織的な強制連行があったとの誤解を招く報道をしたこと等。
甲36	朝日新聞記事 (挺身隊20)	写し	1992.1.12	被告	被告が、「挺身隊」を「慰安婦」と混同し、日本軍と政府による組織的な強制連行があったとの誤解を招く報道をしたこと等。
甲37	朝日新聞記事 (挺身隊21)	写し	1991.1.15	被告	被告が、「挺身隊」を「慰安婦」と混同し、日本軍と政府による組織的な強制連行があったとの誤解を招く報道をしたこと等。
甲38	朝日新聞記事 (挺身隊22)	写し	1992.1.17	被告	被告が、「挺身隊」を「慰安婦」と混同し、日本軍と政府による組織的な強制連行があったとの誤解を招く報道をしたこと等。
甲39	朝日新聞記事 (挺身隊23)	写し	1992.1.19	被告	被告が、「挺身隊」を「慰安婦」と混同し、日本軍と政府による組織的な強制連行があったとの誤解を招いていた報道をしたこと等。
甲40	朝日新聞記事 (挺身隊24)	写し	1992.1.22	被告	被告が、「挺身隊」を「慰安婦」と混同し、の日本軍と政府による組織的な強制連行があったとの誤解を招く報道をしたこと等。
甲41	朝日新聞記事 (吉田12)	写し	1992.1.23	被告	被告が、軍命による慰安婦狩りを告白した吉田証言を事実として報道したこと等。
甲42	朝日新聞記事 (吉田13)	写し	1992.1.23	被告	被告が、軍命による慰安婦狩りを告白した吉田証言を事実として報道したこと等。
甲43	朝日新聞記事	写	1992.1.27	被告	被告が、「挺身隊」を「慰安婦」

	(挺身隊 25)	し			と混同し、日本軍と政府による組織的な強制連行があったとの誤解を招く報道をしたこと等。
甲44	朝日新聞記事 (吉田 14)	写し	1992.2.1	被告	被告が、軍命による慰安婦狩りを告白した吉田証言を事実として報道したこと等。
甲45	朝日新聞記事 (挺身隊 26)	写し	1992.2.1	被告	被告が、「挺身隊」を「慰安婦」と混同し、日本軍と政府による組織的な強制連行があったとの誤解を招く報道をしたこと等。
甲46	朝日新聞記事 (挺身隊 27)	写し	1992.2.10	被告	被告が、「挺身隊」を「慰安婦」と混同し、日本軍と政府による組織的な強制連行があったとの誤解を招く報道をしたこと等。
甲47	朝日新聞記事 (吉田 15)	写し	1992.3.3	被告	被告が、軍命による慰安婦狩りを告白した吉田証言を事実として報道したこと等。
甲48	朝日新聞記事 (吉田 16)	写し	1992.5.24	被告	被告が、軍命による慰安婦狩りを告白した吉田証言を事実として報道したこと等。
甲49	朝日新聞記事 (挺身隊 28)	写し	1992.7.1	被告	被告が、「挺身隊」を「慰安婦」と混同し、日本軍と政府による組織的な強制連行があったとの誤解を招く報道をしたこと等。
甲50	朝日新聞記事 (挺身隊 29)	写し	1992.7.31	被告	被告が、「挺身隊」を「慰安婦」と混同し、日本軍と政府による組織的な強制連行があったとの誤解を招く報道をしたこと等。
甲51	朝日新聞記事 (吉田 17)	写し	1992.8.13	被告	被告が、軍命による慰安婦狩りを告白した吉田証言を事実として報道したこと等。
甲52	朝日新聞記事 (挺身隊 30)	写し	1992.9.13	被告	被告が、「挺身隊」を「慰安婦」と混同し、日本軍と政府による組織的な強制連行があったとの誤解を招く報道をしたこと等。
甲53	朝日新聞記事 (吉田 18)	写し	1994.1.25	被告	被告が、軍命による慰安婦狩りを告白した吉田証言を事実として報道

					したこと等。
甲54	朝日新聞記事 (挺身隊31)	写し	1995.5.31	被告	被告が、「挺身隊」を「慰安婦」と混同し、日本軍と政府による組織的な強制連行があったとの誤解を招く報道をしたこと等。
甲55	朝日新聞記事 (挺身隊32)	写し	1995.12.7	被告	被告が、「挺身隊」を「慰安婦」と混同し、日本軍と政府による組織的な強制連行があったとの誤解を招く報道をしたこと等。
甲56	朝日新聞記事 (吉田19)	写し	1997.2.7	被告	被告が、軍命による慰安婦狩りを告白した吉田証言を事実として報道したこと等。
甲57	朝日新聞記事 (挺身隊33)	写し	1997.2.28	被告	被告が、「挺身隊」を「慰安婦」と混同し、日本軍と政府による組織的な強制連行があったとの誤解を招く報道をしたこと等。
甲58	朝日新聞記事	写し	1997.3.31	被告	①被告は、1997年3月31日、従軍慰安婦報道に関する総括的な検証記事を掲載した。 ②吉田清治証言に関し、あえて虚偽であることを表明せず、訂正も取消しも行わなかった。 ③「挺身隊」と「慰安婦」の混同については、全く言及しないまま放置し続けたこと等。
甲59 の1	朝鮮日報記事	写し	1992.1.12	朝鮮日報社	甲35を報道した翌日、朝鮮日報は、朝日報道を引用して慰安婦問題を報道したこと等。
甲59 の2	翻訳				同上
甲60 の1	朝鮮日報記事	写し	1992.1.13	朝鮮日報社	甲35の報道後、朝鮮日報は、社説で、日本政府に対して「謝罪とともに生存者などに応分の補償をすること」を求めたこと等。
甲60 の2	翻訳				同上

甲61 の1	東亜日報記事	写 し	1992.1.16	東 亜 日 報 社	甲35の報道後、東亜日報は、「(12、13歳前後で) 勤労挺身隊として連行されていった幼い少女たちの一部はその後従軍慰安婦として再度差し出された」と報じたこと等。
甲61 の2	翻訳				同上
甲62 の1	朝鮮日報記事	写 し	1992.8.1	朝 鮮 日 報 社	朝鮮日報は「婦女子狩り」など、大見出しで吉田証言を強調した報道をしたこと等。
甲62 の2	翻訳				同上
甲63 の1	東亜日報記事	写 し	1992.8.1	東 亜 日 報 社	東亜日報は「ドレイ狩り」など、大見出しで吉田証言を強調した報道をしたこと等。
甲63 の2	翻訳				同上
甲64	毎日新聞記事	写 し	2014.9.11	毎 日 新 聞 社	①A P通信は1992年6月、吉田清治を「第二次世界大戦中に韓国の村々から日本兵に繰り返しレイプされる女性の組織的な拉致に関与したことを告白した唯一の日本人」と紹介し、世界に配信した。 ②米国NBCテレビは1993年8月、「慰安婦にふさわしい若い健康な女性を連行した。それは事実上の奴隷狩りだった」という吉田清治のインタビューを放映した。 ③韓国政府が1992年7月31日、公表した「日帝下の軍隊慰安婦の実態調査中間報告書」には「1943年ころから(中略)19世紀のアフリカでの黒人奴隷狩りのような手法の人狩りで慰安婦を充員することになった。吉田清治氏はその著書の第2章でそうした状況について証言している」との記述がある。

甲65	<p>『慰安婦問題 世界の眼 日本の声』 (中央公論新社)</p> <p>第二章 海外で伝えられた朝日「慰安婦」報 (27～45頁)</p>	写し	2014.11.18	読売新聞取材班	<p>①1992年8月8日の米紙ニューヨーク・タイムズは、吉田清治が約2000人の女性を捕らえたという話と「今世紀のアジアにおける最悪の人権侵害ではないでしょうか」という本人のコメントを掲載した。</p> <p>②1992年9月13日の英紙ガーディアンは吉田清治の証言を紹介し、「1943～44年の間、吉田氏は官憲を率いて朝鮮を歩き回り18～35歳の朝鮮人女性を奉仕隊として集め、中国に送り込んだ。『我々は村ごとに1～10人の少女をさらった。それはある意味誘拐だ』と吉田氏は認めた。」などと報じた。</p> <p>③1993年8月5日の米紙ロサンゼルス・タイムズは、「業者は当初、ウソの仕事名で女性たちを誘っていたが、そのうちの一人である吉田清治氏によれば、43年当初、女性たちはもはや勧誘に引かからなくなり、慰安婦狩りを始めたという。女性らは誘拐され、最前線に送られた。逃げようとするれば、焼けた鉄で拷問された。多くの女性が自殺に追い込まれ、その後も軍が撤退するときに殺されたり放置されて死亡したと伝えられている」と報じた。</p>
甲66	<p>『歴史戦 朝日新聞が世界にまいた「慰安婦」の嘘を討つ』</p> <p>第6章 「反日」に利用される国連 第7章 「主戦場」は米国, 「主敵」は中国 (167～219頁)</p>	写し	2014.10.20	産経新聞社	<p>①国連委員会が、クマラスワミ性奴隷報告や吉田証言をベースに、日本を批判する勧告を出している。</p> <p>②2007年1月、米下院外交委員会に慰安婦問題について日本政府に謝罪を求める決議案が提出され、7月30日に本会議で可決された。</p> <p>③全米各地で慰安婦の碑や慰安婦像などの設置が相次いでおり、日本軍による「20万人」以上の女性を「強制連行」して「性奴隷」に</p>

					したことが碑文に刻まれていること等。
甲67 の1	クマラスワミ性奴隷 報告	写 し	1996.1.4	国連（ラデ ィカ・クマ ラスワミ）	①国連人権委員会の特別報告者ラ ディカ・クマラスワミが、クマラス ワミ性奴隷報告をしたこと。 ②被告誤報と同じく挺身隊と慰安 婦を混同する誤謬に基づいている こと。 ③報告書が吉田証言と吉田証言に 依拠したヒックスの著書を引用し ていること。 ④北朝鮮が提供した元慰安婦の証 言なるものを轻信していること 等。
甲67 の2	翻訳		1998.3	財 女性 の ためのア ジア平和 国民基金	同上
甲68	産経新聞記事	写 し	2014.9.6	産 経 新 聞 社	菅義偉官房長官が、「クマラスワミ 報告は朝日新聞が取り消した記事 内容の影響を受けている」との見方 を示したこと等。
甲69	朝日新聞記事	写 し	1996.2.6	国 連 （ ゲ イ・マクド ゥーガル）	被告が、クマラスワミ報告の中身を 報じたこと等。
甲70	朝日新聞記事	写 し	1996.2.6	被告	被告は、クマラスワミ報告に関し、 「人権委報告に元慰安婦ら『政府 は勧告に従って』」との見出を掲 げた記事を掲載したこと等。
甲71	朝日新聞記事	写 し	1996.4.21	被告	被告は、クマラスワミ報告に関し、 「国家補償の実現求める 学者ら 160人以上が声明」と題し、「報告 書が認められた以上は国家補償を 実現させる土台ができたことにな る」とする武者小路公秀教授の見 解を紹介したこと等。
甲72	マクドゥーガル慰安	写	1998.6.22		①国連特別報告者ゲイ・マクドゥー

の1	所報告	し			<p>ガルが、慰安所報告をしたこと。</p> <p>②慰安所は「レイプセンター」であり、性奴隷の被害者は20万人以上だと断定したこと。</p> <p>③マクドゥーガル慰安所報告が認定している事実は、クマラスワミ性奴隷報告が下敷きになっており、吉田証言の引用と挺身隊との混同に基づくこと等。</p>
甲72 の2	翻訳				同上
甲73	<p>国連勧告 (http://wam-peace.org/ianfu-mondai/intl/un/)</p>	写し	2015.7.28 (ダウンロード)	<p>女たちの戦争と平和資料館</p>	<p>国連委員会が、クマラスワミ性奴隷報告や吉田証言をベースに、日本を批判する勧告を出していること等。</p>
甲74 の1	<p>『Tradition & Encounters』 (第4版) (1053～1054頁)</p>	写し	2008 (改訂)	<p>マグロウヒル社</p>	<p>米カリフォルニア州ロサンゼルス市や同市近郊の公立高校で使用されている世界史の教科書『伝統と交流』（米大手教育出版社マグロウヒル発行）には、先の大戦を扱った章で「日本軍は14～20歳の約20万人の女性を慰安所で働かせるために強制的に募集、徴用した」など、募集段階の強制連行があったかのように記述されていること等。</p>
甲74 の2	翻訳	写し			同上
甲75 の1	<p>旧・日本新聞協会倫理綱領 (http://www.ritsumei.ac.jp/kic/~syt01970/newpage19.html)</p>	写し	1946.7.23 (制定) 2015.7.29 (ダウンロード)	<p>日本新聞協会</p>	<p>1946年7月23日に制定された「旧・新聞倫理綱領」に、「誤報はすみやかに取り消し、訂正しなければならない。」と定められていること等。</p>
甲75 の2	<p>日本新聞協会倫理綱領 (http://www.pressnet.or.jp/outline/et)</p>	写し	2000.6.21 (制定) 2015.7.29	<p>日本新聞協会</p>	<p>日本新聞協会の現在の倫理綱領に、「新聞は歴史の記録者であり、記者の任務は真実の追及である。報道は正確かつ公正でなければな</p>

	hics/)		(ダウンロード)		らず、記者個人の立場や信条に左右されてはならない。」と定められていること等。
甲76	朝日新聞綱領 (http://www.asahi.com/shimbun/company/platform/)	写し	2015.7.29 (ダウンロード)	被告	朝日新聞綱領に、「真実を公正敏速に報道し、評論は進歩的精神を持してその中正を期す。」と定められていること等。
甲77	産経新聞記事	写し	1992.4.30	産経新聞社	産経新聞は1992年4月30日、現代史家の秦郁彦による濟州島での現地調査をもとに、吉田証言を疑問視する記事を掲載したこと等。
甲78	週刊新潮	写し	1996.5	新潮社	吉田清治は、1996年5月発売『週刊新潮』のインタビューで「自分の話は創作」と認めていたこと等。